第12号様式『自動車保管場所届出書』のチェック項目

点検項目				点検内容
①	軽自動車の適用地域		□	軽自動車の場合，「使用の本拠の位置」（住所地又は所在地）が届出が必要な地域であるか。 ※　軽自動車の届出は，平成12年6月1日時点において「鹿児島市」であった地域となります。 ※　**旧桜島町，旧吉田町，旧郡山町，旧松元町，旧喜入町**については，**届出不要**となります。
②	届出書の区分		□	「新規」又は「変更」の該当する方に〇印を付けているか。 **「新規」**～　〇　軽自動車を取得した場合（軽自動車の適用地域以外から適用地域に変更した場合を含む。） 〇　運送事業用自動車（営業ナンバー車両）を自家用自動車に変更した場合 **「変更」**～　登録自動車 若しくは 軽自動車の「保管場所の位置」を変更した場合
③	自動車の区分		□	「登録」又は「軽」の該当する方に〇印を付けているか。 **「登録」**～　軽自動車以外の登録自動車（普通自動車等） **「 軽 」**　～　軽自動車の場合
④	車名		□	車検証のとおり，記載されているか。 ※　届出に係る車が「トヨタ カローラ」であっても，届出書に記載するのは車検証のとおり「トヨタ」だけとなります。
⑤	型式		□	車検証のとおり，記載されているか。 ※　アルファベットと数字の区別を確実に行ってください。
⑥	車台番号		□	車検証のとおり，記載されているか。 ※　アルファベットと数字の区別を確実に行ってください。
⑦	自動車の大きさ		□	車検証のとおり，記載されているか。
			□	大きさの単位は，センチメートルで記載されているか。 ※　カタログ等に長さが小数点以下まで記載されている場合は，そのまま記載してください。
			□	車の大きさは，保管場所（車庫や駐車枠）に全体が収容可能な大きさであるか。 ※　「車止め」や「段差」又は突出した建物の「外壁」により，実際に届出に係る車両が保管場所に駐車可能であるか，十分に確認してから届出を行ってください。
⑧	自動車の使用の本拠の位置	住所地又は所在地と同一場所の場合	□	「届出者の住所」欄に記載した住所と，同一住所を記載しているか。 ※　通常は，自動車の保有者（届出者）の住所地又は所在地と同一となります。 ※　住民票や登記簿のとおりに記載してください（アパート・マンション名等が住所に記載されている場合は，必ずそのまま記載する。）。
		住所地又は所在地と異なる場合	□	住所地と異なる理由が正当な理由であるか。 ※　届出時に，警察署の窓口担当者へその理由を説明する必要があります。 ※　転居や営業場所の変更等の場合は，現住所等に住所変更手続を行った後に届出してください。 ※　「使用の本拠」として届出可能であるか否かについて不明な場合は，届出前に必ず管轄警察署へ問合せを行ってください。
⑨	自動車の保管場所の位置	自宅の車庫や，マンションと同一敷地内の駐車場に車を止める場合	□	「届出者の住所」欄に記載した住所と，同一住所を記載しているか（アパートやマンション等の場合を除く。）。
			□	アパートやマンション等の場合，住所から部屋番号を削除しているか。 ※　部屋の中は「保管場所」ではない（車を止めない）ため，絶対に記載しないでください。
			□	以下の書面に記載された住所も，同一住所で記載されているか。 第5号様式『保管場所使用承諾証明書』における「保管場所の位置」欄
		月極駐車場等，自宅やマンション等の建物から離れた駐車場に車を止める場合	□	駐車場の住所を，正確に記載しているか。 ※　駐車場の契約書等を確認し，正確に記載してください。
			□	「使用の本拠」（自宅や会社）と「保管場所」が，直線距離で2キロメートル以内であるか。 ※　2キロメートル以上離れた場所は，保管場所として届出できません。
			□	以下の書面に記載された住所も，同一住所で記載されているか。 第5号様式『保管場所使用承諾証明書』における「保管場所の位置」欄
		その他（共通事項）	□	変更届出の場合，「（変更前　　）」欄に，変更前の保管場所の位置が記載されているか。 ※　「変更届出」とは，登録自動車若しくは軽自動車の「保管場所の位置」のみを変更した場合の届出となります。
⑩	届出日		□	日付は，実際に警察署窓口に届出書を提出する日付が和暦で記載されているか。 ※　日付誤りの場合も，訂正が必要となります。
⑪	警察署名		□	「保管場所の位置」を管轄する警察署名が記載されているか。 ※　管轄警察署が不明な場合は，最寄りの警察署若しくは県警本部へ電話確認を行うか，届出時に警察署窓口で確認してください。

第12号様式『自動車保管場所届出書』のチェック項目

点検項目				点検内容
⑫	届出者	住所	□	住民票や登記簿に記載されているとおりに，住所を記載しているか。 ※　住所にアパート，マンション及びビル名等や部屋番号が記載されている場合は，そのとおりに記載してください（アパート名等が住所で省略されている場合は，記載不要です。） ※　住所の地番表示（「１番２号」や「123番地４」）については，ハイフンでの表示（「１－２」や「123－４」）で省略可能ですが，アパート名等については，住民票又は登記簿に記載されている場合は，省略せずに必ず記載してください。
			□	以下の書面に記載された住所も，同一住所で記載されているか。 「自動車の使用の本拠の位置」欄 第４号様式『保管場所使用権原疎明書面（自認書）』における「住所」欄 第５号様式『保管場所使用承諾証明書』における「使用者」の「住所」欄 ※　第５号様式『保管場所使用承諾証明書』については，作成者がアパート名を記載して作成した場合は，届出者住所にアパート名等の記載がなくても（住民票又は登記簿の住所にアパート名等が省略されている場合）受理可能ですが，可能な限り，『保管場所使用承諾書』の作成を依頼する際に，統一で記載するよう依頼してください。
⑬		電話番号	□	電話番号は，市外局番から正確に記載しているか。 ※　携帯電話番号の記載も可能です。
			□	以下の書面に記載された電話番号も，同一番号で記載されているか。 第４号様式『保管場所使用権原疎明書面（自認書）』における「氏名」欄 第５号様式『保管場所使用承諾証明書』における「使用者」の「氏名」欄
⑭		氏名	□	住民票又は登記簿に記載されているとおりの字画（旧字体も含む。）で，氏名が記載されているか。 ※　氏名が旧字体の場合は，常用漢字で記載せず，そのままの字画で記載してください。
			□	法人による申請の場合，代表者の氏名及び職名が記載されているか。 ※　「株式会社」や「有限会社」も(株)や(有)と省略せずに，正確に記載してください。 ※　職名の「代表取締役社長」や「代表取締役」の区別も正確に記載してください。
			□	フリガナを正確に記載しているか。
⑮		所有区分	□	以下の書面に記載された氏名も，同一字画で記載されているか。 第４号様式『保管場所使用権原疎明書面（自認書）』における「氏名」欄 第５号様式『保管場所使用承諾証明書』における「使用者」の「氏名」欄 ※　法人の場合，職名も統一して，正確に記載してください。
			□	保管場所の使用権原について，該当する番号に〇印を付しているか。 **「1 自己単独」**～ 届出者自身の土地又は建物を，保管場所とした場合（自宅の車庫等） **「2 他人」**～ 他人の土地又は建物を，保管場所とした場合（家族が所有者である自宅車庫や，月極駐車場を借りる場合等） **「3 共有」**～ 複数の人が共有している人の土地又は建物を，保管場所とした場合（夫婦共同名義の自宅車庫等）
⑯	保管場所	収容可能台数	□	届出に係る保管場所（車庫や月極駐車場等）に，駐車可能な車両の総数が記載されているか。 ※　月極駐車場等の場合は，届出者が賃貸借している駐車スペースの台数分のみ記載してください。
⑰		現有車両	□	届出に係る保管場所（車庫等）に関し，該当する方に〇印を付しているか。 **「1 あり」**～ 現在，保管場所として使用している車両が他にある場合 **「2 なし」**～ 他に保管場所として使用している車両がない場合 ※　「1あり」の場合は，右欄に，その車種ごとに台数も記載してください。 また，月極駐車場等の場合は，届出者が賃貸借している駐車スペースの台数分のみ記載してください。

第12号様式『自動車保管場所届出書』のチェック項目

点検項目			点検内容
⑱	申請車両	□	届出に係る保管場所（車庫等）に関し，申請車両が該当するものに〇印を付しているか。 **「1 新規」**～ 届出車両が，保管場所に止める新規（1台目）の車両となる場合 **「2 買替」**～ 届出車両が現有車両と入替えとなる場合 （現有車両を下取り又は廃車とする場合） **「3 増車」**～ 届出車両が，増車分となって駐車する場合 （保管場所に追加分の駐車スペースがある場合のみ該当）
⑲	届出自動車の 登録番号・車両番号	□	届出に係る自動車のナンバー（登録番号又は車両番号）が記載されているか。 ※ 「鹿児島」と「鹿」の区別や，ひらがなも正確に記載してください。
⑳	旧自動車の車台番号 （買替の場合）	□	買替えの場合，現有車両の**「車台番号」**が記載されているか。 ※ 現有車両（下取り又は廃車となる車両）の車検証を確認し，正確に記載してください。
㉑	連絡先（代理人）	□	届出者本人以外の者が代理で届出する場合，代理人の氏名及び電話番号が記載されているか。
㉒	代理権	□	「代理権」欄の該当するものに，〇印を付しているか。 **「1 有」**～ 委任状等により代理権を有している場合 **「2 無」**～ 届出書類を提出するだけの使者の場合 ※ 「1有」に該当する場合は，委任状等により届出書の加除訂正等に関する委任がなされていれば，代理人による加除訂正が可能となります。 ※ 「2無」の場合は，届出書類の加除訂正はできません。
		□	上記が**「1有」**に該当する場合，届出者本人が**「委任状」**を作成しているか。 ※ 委任状は，届出者本人が記名し，作成してください。 ※ 行政書士の資格がない者が，報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています（罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）。
その他		□	**訂正箇所**は，全て**二重線等で消去の上，正しい内容が記載**されているか。 ※ 押印は不要です。